

平成21年第1回砂川市議会定例会

平成21年3月12日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

- 日程第 2 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について
議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第26号 砂川市老人憩の家指定管理者の指定について
議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
議案第 8号 平成21年度砂川市一般会計予算
議案第 9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算
議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

一ノ瀬 弘 昭 君

- 日程第 2 議案第 30 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 16 号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 20 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 24 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 25 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 29 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 号 平成 21 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 9 号 平成 21 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 21 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 21 年度砂川市老人医療事業特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 21 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 21 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 21 年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（14名）

議長	北谷文夫君	副議長	東英男君
議員	矢野裕司君	議員	武田圭介君
	増田吉章君		飯澤明彦君
	中江清美君		吉浦やす子君
	一ノ瀬弘昭君		尾崎静夫君
	土田政己君		辻勲君
	小黒弘君		沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	善 岡 雅 文
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
市立病院事務局長	小 俣 憲 治
市立病院事務局審議監	佐 藤 進
市立病院事務局技監	中 村 俊 夫
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	善 岡 雅 文
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 局 長	角 丸 誠 一
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
庶 務 係 長	佐 々 木 純 人

議 事 係 長 石 川 早 苗

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 (登壇) おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきますと思いますが、私の質問の通告の部分で2点ご訂正をお願いしたいと思います。まず、大きな1番目でありますけれども、前文の11カ所と記載してあるところを16カ所とご訂正をお願いいたします。それから、2点目も同じく大きな1番目のところなのですが、(1)の質問を全文削除していただき、(2)を(1)へ、(3)を(2)へご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。大きな1番目は、街区公園の維持管理についてであります。市内には空知太地域から豊沼地域まで16カ所の街区公園が設置されております。これらを含めた全体の公園面積が日本一としても知られているところでもございます。近年全国的に子供たちの遊び場である公園施設の老朽化に伴う事故が多発しております。砂川市では幸いにも重大な事故等の発生が報告されていないことに私としては安堵しているところでございます。しかし、供用開始から40年以上経過した公園が数多く存在するのも事実でありまして、今後における維持管理がより必要な状況となっております。それらの状況等を踏まえ、砂川市は毎年公園遊具の安全点検などを定期的に行っていると承知しているところでございます。しかし、昔から小さな子供を初めて公園に連れていった際に遊ぶとされているのが砂場であります。その衛生面の不安から、極力砂場の遊びをさせないような親の声も聞いているところでございます。過去の経過といたしましては、野良犬や野良猫が多く発生していたことにより、これらの衛生面の問題が大きく浮上した時期もあるとお聞きしているところでもございます。しかし、その結果として野良犬、野良猫というのも数も少なくなってきましたが、近年野良犬というのは見かけないものの野良猫というのがまたこれふえてきたというふうに聞いております。これら公園の砂場の衛生管理を見直す観点から2点お伺いしたいものであります。

まず、(1)であります。砂場の砂の補充や入れかえ時期はどのような頻度で行われているのか、まず最初にお伺いしておきます。

続いて、(2)番は、今後計画的に砂の入れかえが行われるとした場合、その際に発生した古い砂の再利用の考え方についてお伺いいたします。

続いて、大きな2点目ではありますが、ごみ処理事業についてであります。砂川市では平成14年10月からごみ処理体制が大きく変わり、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に2分され、同時に細分化されたごみの分別が本格稼働いたしました。この間ごみの分別に当たっては多種多様な意見や、また戸惑いの声も少なくありませんでした。現在砂川市が行っているごみ処理体制に対し私は意見を申し述べる立場の質問ではなく、地球環境や居住環境等を見据えたごみ処理事業へのさらなる発展を切望し、次のことについてお伺いしたいと思います。

まず、(1)番としては、ごみを処理するに当たり砂川市はまぜればごみ、分ければ資源、このことをスローガンにごみの減量化、資源化、また再生利用化に向けて日夜努力されていることに私は敬意を表しているところでございます。この考え方を発展させ、現在各種ごみ、この場合廃棄物のことを指していますが、廃棄物として処理されているものを資源として見直すことが必要な時期に差しかかっていると思っておりますけれども、その考え方についてお伺いいたします。

続いて、(2)番では、今後それらの見直しが行われるとした場合、市民の方々に対する周知が必要となります。その際一般家庭向けに図やイラストなどを挿入したわかりやすく保存可能な印刷物を作成し、分別当初に配布したようなことをしてはどうかと考えておりますけれども、その考え方についてお伺いします。

続きまして、私の質問の最後、大きな3番目であります。質問は、地球環境、居住環境についてでございます。近年地球環境の保全問題に対する国民意識が急速に高まってきており、個人個人が知らず知らずの間にエコというものに取り組んでいるものであります。室内の温度設定の見直しやごみの減量化など、それは一般家庭や企業、多種多様な形態で行われていると思っております。こうした状況のもと、さらなるエコへの関心を多くの市民の皆さんと共有し、居住環境を初めとした意識の向上が必要だと私は考えております。アメニティ・タウン、快適環境都市砂川として市内全体規模でのセミナーの開催や映画上映など、気軽に地球環境や居住環境をだれでも考えることができるような取り組みが必要ではないでしょうか。また、今後におきまして状況が整った時点でエコタウン砂川ということイメージした宣言を行うことを検討してみてもどうか伺いたいと思っております。

以上お伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 (登壇) 大きな1の街区公園の維持管理についてのご質問にご答弁を申し上げます。

砂場の砂の補充や入れかえ時期等についてのご質問でございますが、本市の街区公園は古くは昭和42年開設をした南吉野公園を初めとして16カ所の街区公園がございます。これらの街区公園には、ブランコ、滑り台、鉄棒、砂場等々のほか、ベンチやトイレ、水飲み台を設置をしております、幅広い年齢層の方々の憩いの場として利用されるように

整備をしてございます。砂の点検調査については、毎年4月中旬に遊具の点検にあわせて砂の量や不純物の混入、においなどの調査を行っており、問題のある箇所については砂の入れかえや補充を行っているところでございます。砂の入れかえは、悪臭が発生し、衛生面に問題が生じている場合やガラス片など危険物が混入している場合に対応をしております。

次に、砂の入れかえ時に発生した古い砂の再利用についてであります。使用済みの砂の再利用は、ある程度用途が限られると思われませんが、再利用するために必要な処理等を行えばトラフや雨水枡等の基礎砂や土のうなどへ再利用は可能と考えられますので、今後検討を行ってまいりたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 大きな2と3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2の（1）、各種ごみとして処理されているものを資源物として見直すことの方針についてであります。平成14年10月に6分別とし、市民及び事業者のご協力のもとごみを効率的かつ適正に処理し、ごみの減量化、資源化及び再利用化が図られ、今後においても循環型社会の構築を一層推進する必要があるものと認識しております。分別につきましては、現在の6区分の中でリサイクル技術の進歩等により一部燃やせるごみであっても資源ごみとしてリサイクル可能な資源ごみの活用が見込まれる場合は、廃棄物の分別区分の見直しを行い、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ってまいります。

次に、（2）、見直しされる場合の周知方法についての考え方についてであります。これまで家電リサイクル法による品目の追加のお知らせなどについては、広報すながわや衛生だよりなどで市民周知に努めているところであります。ご質問の分別の一部に区分の変更が生じた場合には、これまでと同様に市広報等で市民周知を図るほか、現在各家庭に配布し、ご利用いただいておりますA2判の周知ポスター、みんなでリサイクルについても検討を加えてまいります。

続いて、大きな3の地球環境、居住環境についてのセミナー開催などの取り組みやエコタウン砂川をイメージした宣言の検討についてであります。地球環境への問題意識の高まりにつきましては市内においても急速に広がりを見せているものと認識しており、市内のスーパーにおきましてもレジ袋の有料化が進み、エコバック等の普及が広がっております。このような中、本市におきましても市の関連施設における二酸化炭素排出削減目標の設定やアイドリングストップの励行、環境家計簿の作成などの取り組みを実施しておりますが、今後はさらに地球環境に対するエコへの意識が高まるものと考えておりますので、北海道など関係機関からの情報提供と先進地の情報収集など、具体的に取る事業等について関係団体とも検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、環境に関する宣言の検討であります。環境問題につきましてはテレビや新聞など多くのマスコミ等の報道により改善に向けた国民意識は高いものと考えております。市

といたしましても、広報すながわ等に関連記事の掲載やクリーンプラザくるくるでの施設見学会の実施など市民の方々の環境意識の高揚に努めているところであります。地球環境問題は、深刻化する地球温暖化など二酸化炭素の排出をいかに抑制、減少させるかといった全世界で取り組むべき最重要課題の一つであります。このことから地球環境の改善に向けては行政として、市民として、あるいは会社など団体、組織として身近にできることから実行し、協力し、それぞれの立場で貢献することが大切であると考えており、そのためにも市民に適切な情報を発信し、市民意識の高揚に努めている状況であり、現時点において宣言等については検討しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

街区公園の関係でいきますと、その砂の部分でいきますとにおいだとか不純物、またはガラスだとかという危ない、危険ですね、そういったことに応じてやっていくのだというようなご答弁でありましたし、またそういった入れかえの際に発生した部分の砂については今後トラフの基礎砂、または土のう、砂のうというのですか、そういったものを使っていくということなので、私これなぜあれしたのかということ、1つはもったいないなというのがまず1つなのですけれども、やはり資源なので、ただ産廃というのですか、そういう形で一般土砂みたいなような形で投げるのだったら、ちょっとまた違う使われ方があるのかなということが思ったものですから、今後そういうことも検討されていくということで、非常にうれしく思っているところであります。

それから、ごみの問題につきましては、燃やせるごみのお話もありましたし、家電リサイクル法の関係もございました。こういった燃やせるごみ、今は燃やしているのだけれども、資源として活用できるようなものがあるのであればそれを検討し、今後見直しを行っていきたい旨のご答弁だったと思います。今結構ふえていますよね。例えば1つ例を言うと、砂川市のいわゆる分別の仕方のマニュアルによれば、例えばペットボトルというのは本体はペットボトルで資源で出すのですけれども、ふたというのは燃やせるごみですよという形になっているのですけれども、今後、今後といいますか、今市役所内でもペットボトルのふたというのは集めていたりするし、私これ2年前ぐらいにこういうのって利用できないのかなと思っていろいろ調べた経過があるのですけれども、2年前の時点ではまだ実は再利用に使えるという、使えるのではないかという方向性はあったみたいなのですが、具体的な集めている事例とかというのがちょっとなかったのです。ですから、情勢が変わってきて、技術的なものも変わってきて、現在そういうふうに変ってきているという部分もそういったペットボトルに限らず、ペットボトルのふたですね、ふたに限らずあるもので、そういったものをリサイクルしていくことによってごみの減量化にもつながりますし、また結果として、いろんな手法あるのだと思うのですけれども、ごみ収集の経費の一部に充てたりもできるかもしれませんし、ちょっとその辺は内部の話なので、私

深くは触れませんが、そういったプラスの面というのでも出てくるのかなというふうに思うものですから、十分にいろいろな面で検討させていただきたいなというふうに思っています。

また、家電リサイクル法の関係で先ほどお話ありました。確かに近年品目というのでもどんどんふえてきております。そういったことから、今まで当初に配っていただいたA2判のポスターですか、私も今自宅に張ってあるのですが、それを見ているのですが、それにはまた載っていないものというのもあったりして、やはり広報なんかで親切丁寧にお知らせいただいているのです、実は。そういうものをそれと並べてとって、家庭でとっておいている人って余りいないのです。やはりきれいで見やすいものをばんと置いておくものですから、ついついそのお知らせ来たやつを忘れてしまっていて、実際自分が出そうとしたときに対象のものがあったわ、これは家電リサイクル法の関係ではないわというふうに見ささってしまって、実は対象なのだけれども、そのポスターには載っていないものだからというような格好にもなっているので、できれば、私これ今すぐにとは言いません。今すぐにとは言いませんけれども、それら状況が整い次第、もしかしたら燃やせるごみとして投げられているものも資源としての見直しが図られるかもしれません。そういったものとあわせて、そういった家電リサイクル法の関係もあります。そういったすべての状況が整った段階で、遅くない段階でこういったポスターなんかというのでもまた再度つくっていただければなど。そうすることによって、結構あるのです。本当は投げてはならないのに投げてみたりだとかあるのです。町内会の廃品回収なんかというときも結構困ったりもするのですが、そういうこともあるので、ぜひともこれはご検討いただける、前向きなご検討をいただけるというようなご答弁だったと思いますので、それを期待したいなというふうに思っております。

私この3点目に大きく地球環境、またはこういった居住環境ということで今回質問させていただいたのですが、実はこれに関連するような質問を今年の6月だったでしょうか、太陽光発電、または風力というようなことで質問させていただいたのです。その最後のところで地球環境をどう考えますかという質問もさせていただいております。私大きな意味でこの地球環境という、こういう形でないちょっと質問がちょっとがあれなものですから、地球環境という、こういう大きなテーマで取り上げさせていただいたのですが、実は先ほど部長からの答弁もありましたように、大きくいけば地球環境ということにつながっていくのかもしれませんが、当然つながっていくのですが、例えばレジ袋一つもらわないということだとか、二酸化炭素の排出量を減らすということにつながる室温を下げるだとか、いろんな取り組みがあるのだと思うのです。私実は今年の6月に質問、一般質問させていただきまして、その後、大きなことはできませんけれども、何か自分の家でできることってないのかなということでもちょっといろいろ考えまして、1つは夏場にはエアコン一回も使わなかったのです。室内のエアコンですが、これは一

回も使いませんでした。それと、冬なのですけれども、よく言われている、灯油の高騰というのもこれあったのですけれども、ちょっと室内の温度というのをちょっと見直してみようかというふうになんとか考えたのです。それで、私の家というのは築55年の気密性の極めて低い外気の通気が非常にいいというような、そういう家なのです、実は。そういう家なので、何かできないかなと思って、昔のつくりの家なので、窓というのも非常に昔縁側というのか、わかりますよね、そういうようなところで、窓も非常に大きな窓もいっぱいあったので、荷づくりこん包のときのぷちぷちというやつが売っていたもので、それを全面に張ってみたりだとかいろいろやってみました。それで、灯油を1年間どれぐらい使うのかなということで、まだちょっと値下がりしていなかったのですけれども、10月の末ぐらいに一時期ちょっとだけ下がった時期があるのですけれども、そのときに家のホームタンクを満タンに、490リッターですけれども、満タンに入れまして、どれぐらい使うのだろうということで、今までの年間どれぐらい使うというのは大体わかっていましたので、何リッター使うなというのは記憶していましたので、ことしはどうだろうということちょっと取り組んでみたところ、8日の日に灯油入れてみたのです。最初満タンにしているので、使った量がわかるので、入れてみたのですけれども、380リッターだったのです。毎年今ごろだともう何回も入れているので、年間、シーズンでいきますと私の家で750リッターぐらいいたっていたのです、暖房用だけですけれども。たいていたのですけれども、今回の場合でいうとあと1カ月少し多分灯油をたかなければならないのだと思うのですけれども、380リッターだったのです。そういうようなことから考えると、結構省エネができたかなという気はしているのですけれども、寒かったです、冬は、確かに。でも、そんなに死ぬほどではなかったですし、私としては健康状態としてはよかったです。でも、そんなに死ぬほどではないかというふうに思います。家の温度は、18度に設定、設定はできませんけれども、手動でいじって18度という形にしておりまして、1枚多く服を着るということで、外気、外気温との差はもちろんあるのですけれども、これまでの差とは雲泥の差ぐらい縮まったということもあって、よく気温の差が激しいと体調壊すとかとあるのですけれども、なかなかことしに限って言えば結構いい影響が出たのかなというふうに思うのです。

私これをご紹介して何を言わんとしているかということ、やはり先ほど部長の答弁にもありましたように何でもいいのです。自分のできることから始めれば、それが結果として地球環境につながる、地球環境の保全につながるのだと思うのです。私のやってみた取り組み、実験してみたことというのは、決して大きなことでも何でもなくて、だれでもできることなのだと思うのです。そういうようなことで、自分のできることからやってみるとそれが結果としていい。だけれども、先ほど、この地球環境というのはなかなか取り組めないのです、取り組みづらいといえますか。というのは、一般的な考えです。一般的な考えとしてみたら、何私にとってみてメリットがあるのかという話です、結局は。ですけれども、例えば先ほどご紹介ありましたレジ袋というのも、レジ袋をもらわなかったらポイントつ

けてあげますよというお店屋さんも結構あつたりしますし、私の取り組みの場合でいうとそういうことをしたことによって省エネにつながって、灯油代が安く済んだということに私のメリットとしてはありますよね。それが結果として地球環境の保全につながったのだとするならば、それも取り組みの一つだなというふうに思うもので、私こういったことをいろいろな方がやっているのだと思うのですけれども、そういった地球環境という大きな意味でとらまえていくとなかなか受け入れられづらい。ですけれども、こういった自分にプラスになるような、そういった取り組みなんかというのも含めた中でセミナーなんかを行って、ではうちもやってみようかというところで意識の高揚を図っていくというのがこれ必要なのだと思うのです。

実は、ことし、20年度の道の予算では明確にあったのですけれども、21年度以降というのはまだちょっと不透明なので、はっきりしたことは言えませんけれども、例えば20年度の場合でいうと地域政策総合補助金、これ6月の段階でも質問していますけれども、これの中にセミナーだとかそういった講演会というのですか、そういうものだとかを行う自治体に対しては助成というか、補助しますよというような内容になっているもので、そういうものをうまく利活用して行っていくのだとすれば、これはまるっきり市の負担が100%だよというふうにはならないもので、そういったことをうまく利用しながら行っていければなというふうに私ちょっと思っているもので、今回この質問の中に入れてみたのです。結果としてその意識がどんどん高揚してきて、市民の中で、私を含めた市民なのですけれども、その中で意識が高まって、そういうふうな取り組みが進んでいったならば、このエコタウン砂川に近づくのではないかなというふうに思うのです。

平成5年に実は環境基本法が制定されたというのは皆さんご存じのとおりだと思うのですけれども、国際的な例えば条約でいけばラムサールだとかワシントン条約だとかいろいろあるのですけれども、日本の場合でいうと環境基本法を初めとして125前後の法律等々があるのです。またそれとは別にさまざまなものがあるのですけれども、そういったことが今後強化されてくるというのはこれ明確なのです。確実に強化されてくるのだと思うのです。言われてやるという趣旨のものではもうないと思うのです、僕。言われてというよりも、強化なり、義務なりというふうになってやるというものではなくて、自主的に取り組んでみて、砂川さんすごいねという話になってくれればこれいいのではないかなというふうに思うので、ちょっとこれグローバルといいますか、ちょっと大きな質問なのですけれども、今から取り組む、これから取り組むのも全然遅くないですし、別に10年後だからといって僕は遅いとは一向に思いませんが、できる限り早くにやっておくことがやはりいいことなのではないかなというふうに思うもので、その辺のお考えを、環境という問題に大きくはなるのですけれども、自分が住んでいる環境がどうなのだろう、そしてこれからのあり方として省エネ、またはそういったものがどうなのだろうということを含めた中で何か砂川市としての取り組みができないのかな、市民の皆さんと一緒に、そ

れこそ余りお金のかかることではなく、逆にそういったものが削減できるような取り組みだと僕は思っているのです。ですから、そういった部分で再度そのお考えについてご答弁をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 廃棄する砂の再利用ということにつきましては、量的な問題もありまして、余り大きな効果は期待できないかもしれません。ただ、今は資源のリサイクルですとか、おっしゃるように環境問題ということが社会的な大きな関心事になってございまして、使えるものは再利用するという姿勢が必要になってくる、大事なことだというふうに思っております。私どもとしましては、余り大きく構えるのではなくて、できるところから取り組んでいくと、そういったようなスタンスで検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 資源ごみの関係で議員のほうからペットボトルのふたというお話もありました。これらご承知のとおりペットボトルのふたについては、情報によりまずと業者に売却をして、益金をワクチン寄贈団体に寄附することによって800個でワクチン1人分になるとか、あるいはもう一つの例といたしましては空き缶ということになりますけれども、缶のリングプルですか、これら一定量を業者に引き渡すと車いすの寄贈に向けるとか、そういうのがございます。これらにつきましては、現在自主的な取り組みとしてそれぞれ団体等で取り組まれているというようなことで、仮にこれらを正式に分別ということになりますと、現在燃やせるごみ、燃やせないごみ等でやっているそこに入れるとなれば、当然市民の方にその部分だけを別に区分していただいて、そして排出する、出してもらおうという協力を得て、それをまたしっかりと、排出していただいた以上はしっかりと回収しなければならないと。そうすれば、やっぱり今のシステム、そののやっぱり変更もかけなければならないと、そんなこともございます。そうなれば砂川市だけの形でなくて、衛生組合として組織している2市3町で共同して取り組めるのかと、あるいはそれぞれの市町で回収が市民の協力のもとに出されたものがしっかりと回収されるのかとだんだん大きな問題になってきて、時間も要すると思います。そこで、今現在ではそういった自主的な取り組みの中で再利用できるものは再利用していただくというようなことで、それらについても市の広報等でそういった取り組みも推奨するというのは広報で努めていきたいというふうに考えておりますし、また今の分別のポスターでありますけれども、在庫もあります。そのような在庫の活用も含めまして少々時間かかると思いますけれども、見直す時期については見直して、配布をしていきたいというふうに考えてございます。

また、地球環境という大きな問題で、砂川市としてセミナー等の開催というお話もありましたけれども、これらにつきましても北海道では平成20年に作成いたしました20年

から10年間の総合計画、そういった中で北海道としても地球環境の改善に向けてということが大きく取り出されておりますし、基本構想の中でも出てきております。それからいきますと、1回目でご答弁したとおり、市という単位でいけば市民の協力、そして市内の事業者の協力をいただいて、できることから、身近なことからやっぱり協力をしていこうと。そして、やっぱり大きな環境問題という大きなスタンスでいくと、やっぱり道の取り組み、あるいはひいては国の取り組み、またその国の取り組みという面に向けましては北海道市長会においても環境の改善ということで当然毎年要望出しておりますので、この環境問題に関して、地球環境という意味ではやはりできることから市民として、事業所として協力をいただき、大きな問題としてはやはり、私のほうから世界というのもあれですけども、都道府県、そして国、そして世界の中でやっぱり取り組んでいくというような考え方でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 いずれのご答弁もできることからということでご答弁いただきまして、私も全くその考えと同じです。砂の問題もできることからということでしたし、環境の関係についてもできることからということで、私と全くこれ同じ考えだなというふうに思っていますし、先日補正の中で低公害車の車1台というのもありましたけれども、そういうような形でどんどん市という、市の考え方も変わってくるのだろうな、これから変わってくるのだろうなというふうに私も当然思っていますし、これはどんどん市民全体としても変わっていくのだろうなということを期待しているので、市としての取り組みにつきまして、私は私で自分でできることもやりますし、市民を巻き込むような形でできることはやっていきたいと思っておりますけれども、市のほうもできることから何か始めてみていただければなというふうに思いますし、せっかく今、今ほどもご答弁いただきまして、私もちょっとこいかもしれないけれども、道のほうでも予算を出すよというようなことを言っているものだから、それらを利用できるようなことを前向きに今後検討させていただくことを切に願ひまして、私の今回の一般質問これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 北谷文夫君 一般質問はすべて終了いたしました。

- ◎日程第2 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について
議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 23 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 24 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 25 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 29 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第 8 号 平成 21 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 9 号 平成 21 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 10 号 平成 21 年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第 11 号 平成 21 年度砂川市老人医療事業特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 21 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 21 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 21 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第 2、議案第 30 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第 16 号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について、議案第 20 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 24 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 25 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 26 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第 27 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 28 号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第 29 号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第 8 号 平成 21 年度砂川市一般会計予算、議案第 9 号 平成 21 年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第 10 号 平成 21 年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第 11 号 平成 21 年度砂川市老人医療事業特別会計予算、議案第 12 号 平成 21 年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第 13 号 平成 21 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 14 号 平成 21 年度砂川市病院事業会計予算の 18 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明を申し上げます。

国営土地改良事業空知中央地区区につきましても、平成20年度で事業が完了し、地元負担金が確定しましたが、この負担金につきましては平成17年度から過疎対策事業債を活用した繰上償還が認められているため、平成21年度で繰上償還の実施を予定するものであります。過疎対策事業債は、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業を対象とするとされており、国営土地改良事業は砂川市過疎地域自立促進市町村計画に登載されていないことから、新たに事業の追加をするため計画の変更を行うものであります。計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が調いましたので、計画の変更について議会に議決を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。砂川市過疎地域自立促進市町村計画（案）。自立促進施策区分で1、産業の振興、この中で事業名、（3）、経営近代化施設農業を追加し、事業内容では国営土地改良事業（負担金）を追加、事業主体、砂川市を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第20号、21号、23号から26号の6議案についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第20号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由であります、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、同施行令を引用する条文の整理を図るとともに、重度心身障害者の定義を明確にするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、現行第1号ア中、1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害に限る。）に該当する者を改正後は、1級、2級（別表第5号備考第1項及び第3項により2級以上となる者を含む。）若しくは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害（以下「内部障害」という。）に係る等級について3級を持つ者又は内部障害4級を重複して持つ者に改めるもので、身体障害者手帳の等級についてそご、食い違いが生じないように認定要件の表現をわかりやすくするための改正であります。

次に、現行第9号イ中、令第15条第1項各号に定める者の区分、令第14条第2項及び令第15条第2項各号に定めるものの区分を改正後は、令第15条第1項及び第2項の規定、令第14条第3項及び令第15条第3項の規定に改めるもので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、同施行令を引用する条文の整理を図るための改正であります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由は、介護保険法第129条第3項の規定により、平成21年度から平成23年度までの介護保険事業運営期間に係る新たな保険料額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

初めに、改正の概要についてご説明申し上げます。介護保険制度は、平成12年4月にスタートし、65歳以上の第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直すこととされており、現行は第3期介護保険事業計画に基づく平成18年度から平成20年度までの3年間の保険料を年額で定めております。現行の保険料は、第1号から第6号までの6段階で、第1号から第3号は非課税世帯、第4号から第6号は課税世帯で、本人の所得状況により6段階に区分されており、また現行附則で第4段階、第5段階、すなわち第4号、第5号につきましては一部激変緩和による軽減措置が図られているところであります。改正後は、平成21年度から平成23年度までの3年間の保険料の年額を記載のとおり改めるもので、条例本則では第1号から第7号までの7段階で、第1号から第3号は現行同様非課税世帯、第4号から第7号は課税世帯で、本人の所得状況により7区分とし、後ほどご説明いたしますが、この7段階に加えて附則により新たに1段階、4万5,400円の特例を設定し、保険料を現行第1号から第6号までの6段階から改正後は第1号から第7号及び附則で定める8段階に改めるものであります。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。第4条は、保険料の定めで、現行の平成18年度から平成20年度までの3年間の第1号被保険者、65歳以上の方の年間の保険料につきましては第1号の1万9,200円から第2号、第3号、第4号、第5号、そして第6号の5万7,600円の6段階となっております。第4号、令38条第1項第4号に掲げる者3万8,400円、月額にして3,200円ですが、この3万8,400円が基準となる保険料であります。第1号、第2号の1万9,200円は基準額の0.5倍、第3号の2万8,800円は基準額の0.75倍、第5号の4万8,000円

は基準額の1.12、失礼いたしました、1.25倍、第6号の5万7,600円は基準額の1.5倍で、倍率については令第38条で規定されております。

これに対しまして改正後の平成21年度から平成23年度までの3年間の第1号被保険者、65歳以上の方の年間の保険料についてですが、基準となる第4号、令39条第1項第4号に掲げる者5万1,600円、月額にして4,300円であります。第4号の基準額の比較では、現行3万8,400円から改正後は5万1,600円に1万3,200円の引き上げ、月額にしますと現行3,200円から改正後は4,300円に1,100円の引き上げとなります。改正後の第1号、第2号は基準額の0.5倍、2万5,800円、第3号は基準額の0.75倍、3万8,700円、第5号については後ほどご説明をさせていただきます、第6号は基準額の1.25倍、6万4,500円、第7号は基準額の1.5倍、7万7,400円となっております。

そこで、改正後の第5号でございますが、次のいずれかに該当する者5万8,300円、基準額との比較では1.13倍であります。これは、平成17年度の地方税法の改正により65歳以上の所得が125万円以下の方の非課税措置の廃止や老年者控除50万円の廃止、公的年金等控除の140万円から120万円の引き下げが平成18年度から実施されたことに伴い、地方税法改正前は非課税で、改正後に課税となった方は介護保険料の段階が引き上がり、負担が増加することから、平成18年度から平成20年度の3年間の保険料においては現行条例の附則で激変緩和措置を規定し、保険料の軽減を図っているところであります。平成21年度から平成23年度の3年間についても基準額の1.25倍となる本人の合計所得金額が200万円未満の市民税課税の方のうち、国では現行第5段階の激変緩和の経過措置終了後は本来の料率1.25倍に戻すことを原則としつつ保険者が料率を設定できることとしており、改正後は第5段階を細分化し、合計所得金額が125万円未満の方について1.13倍の5万8,300円に軽減を図るものであります。

また、現行各号の令第38条を改正後は令第39条に改めるものですが、これは保険料の算定に関する基準が現行は令第38条の0.5倍、0.75倍、1.0倍、1.25倍、1.5倍に基づくものでありますが、改正後は1.0倍を超えて1.25倍、1.5倍以外に市町村が独自に定める場合、すなわち改正後の第5号の率、1.13倍がこれに該当することから、令第39条の規定に基づく改正となるものであります。

続きまして、第6条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の規定で、この規定、この改正につきましても保険料の算定基準が令第38条から令39条に基づくことにより改めるものであります。

6ページをお開き願います。附則第1項は、施行期日であり、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

第2項は、平成21年度から平成23年度における保険料率の特例であり、令附則第1条第1項及び第2項に規定する者、具体的には課税世帯で本人非課税の方で、課税年収、

課税年金収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の被保険者であります。これに該当する方の平成21年度から平成23年度までの保険料率は国の施行令の附則を準用し、第4条の規定にかかわらず4万5,400円とするものであり、改正後第4条第5号でご説明いたしました経過措置を図り、基準額の0.88倍、4万5,400円とするものであります。

第3項は、経過措置であり、改正後の第4条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第23号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めます。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市空知太西4条4丁目107番地2であります。
- 2、指定管理者の名称は、そらっぷセンター運営委員会であります。
- 3、管理を行わせる期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市北地区コミュニティセンターについては、同センターを管理運営するためのそらっぷセンター運営委員会が設立されており、当該委員会に管理運営を行わせることが地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第24号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市東地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めます。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市東地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市焼山173番地4であります。
- 2、指定管理者の名称は、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会であります。
- 3、管理を行わせる期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市東地区コミュニティセンターについては、同センターを管理運営するための砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会が設立されており、当該協議会に管理運営を行わせることが地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、継続して当該協議会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第25号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市南地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市南地区コミュニティセンターであり、所在地は砂川市東5条南11丁目3番5号であります。

2、指定管理者の名称は、南コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市南地区コミュニティセンターについては、同センターを管理運営するための南コミュニティセンター運営委員会が設立されており、当該委員会に管理運営を行わせることが地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第26号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市老人憩の家条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものでございます。

施設は、市内5カ所の老人憩の家であります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地と2の指定管理者の名称及び施設名についてご説明申し上げます。1カ所目は、砂川市空知太老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東2条4丁目1番36号であります。指定管理者の名称は、砂川市空知太老人憩の家運営委員会であります。

2カ所目は、砂川市石山老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東3条2丁目10番5号であります。指定管理者の名称は、砂川市石山団地町内会であります。

3カ所目は、砂川市北光老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条北16丁目1番10号であります。指定管理者の名称は、砂川市北光団地町内会であります。

4カ所目は、砂川市南吉野老人憩の家であり、所在地は砂川市吉野2条南6丁目3番9号であります。指定管理者の名称は、砂川市南吉野町内会長連絡協議会であります。

5カ所目は、砂川市宮川老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条南10丁目2番5号であります。指定管理者の名称は、砂川市宮川老人憩の家運営委員会であります。

3の管理を行わせる期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

指定の理由であります。各老人憩の家については、これまで町内会等が指定管理者として管理運営体制が維持されており、引き続き高齢者及び地域住民の福祉の向上が図られることから、当該町内会等を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 続いての議案の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

休憩前に引き続き理事者の提案説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、議案第16号と議案第27号についてご提案、説明申し上げます。

最初に、議案第16号 砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。廃止の理由であります。国営土地改良事業に係る受益者負担金は、土地改良法に基づき砂川市が条例で定め、徴収することとなっておりますが、北海土地改良区が徴収することとなったため、本条例を廃止しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例であります。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から廃止しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北吉野コミュニティセンター条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北吉野コミュニティセンターであり、所在地は砂川市北吉野町299番地2であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

ます。

指定の理由であります。砂川市北吉野コミュニティセンターについては、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会に管理運営を行わせることにより、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、継続して当該委員会に指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから議案第28条と議案第29条についてご説明申し上げます。

〔「号」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。28号と議案第29号についてご説明申し上げます。初めに、議案第28号 砂川市公民館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市公民館条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市公民館、砂川市西8条北3丁目1番1号であります。

2の指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3の管理を行わせる期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

指定の理由は、現在の指定管理者である財団法人砂川市生涯学習振興協会が平成20年度末をもって解散することから、新たな指定管理者として地域交流センターゆうの維持管理運営に実績がある特定非営利活動法人ゆうを指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号 砂川市体育施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市体育施設条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市総合体育館、砂川市日の出1条南9丁目2番2号、砂川市海洋センター、砂川市西3条北9丁目1番1号、砂川市弓道場、砂川市東5条南4丁目3番23号、砂川市宮野球場、砂川市日の出1条南10丁目2番地、砂川市宮テニスコート、日の出コート、砂川市東6条南11丁目3番1号、北光コート、砂川市西2条北9丁目1番地、砂川市宮北グラウンド、砂川市西3条北9丁目1番地、砂川市宮陸上競技場、砂川市東6条南10丁目1番地であります。

2の指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3の管理を行わせる期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までであります。

指定の理由は、現在の指定管理者である財団法人砂川市生涯学習振興協会が平成20年度末をもって解散することから、新たな指定管理者として地域交流センターゆうの維持管理運営に実績がある特定非営利活動法人ゆうを指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第8号 平成21年度砂川市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、予算書の1ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103億9,000万円と定めるものであります。

この予算は、平成20年度当初予算と比較しますと6,000万円の減、対前年比で0.6%の減としたところであり、3年連続の減額予算となるものであります。

第2条は、継続費であります。9ページ、第2表、継続費に記載のとおり、南吉野団地建設工事2億円、石山団地建設工事1億6,400万円の2つの事業について平成21年度から平成22年度までの2カ年の継続事業として、それぞれ総額及び年割り額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為であります。10ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、認定農家支援資金利子補給について期間を平成21年度から平成45年度まで、限度額を212万3,000円と定めるものであります。

第4条は、地方債であります。11ページ、第4表、地方債に記載のとおり、地方道路等整備事業債以下5件について限度額の合計を9億4,270万円と定めるものであります。

第5条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れ最高額を30億円と定めるものであります。

初めに、平成21年度の予算編成は、世界的な経済金融危機による景気後退などもあり、市税収入が8,582万2,000円減少する中、引き続き人件費の独自削減、公債費の抑制などを行い財源を確保し、20年度の追加の補正予算と合わせ公共事業費の確保を図り、地域経済の活性化、発展、子育てと教育、福祉と健康など市民生活の安心、安全に配慮した予算編成としたところであります。

それでは、内容について説明を申し上げます。市政執行方針の27ページに平成21年度予算大綱説明資料を添付してございますので、これに沿って説明をまいります。歳出のほうからご説明いたしますので、31ページをお開きいただきたいと存じます。予算書についても各事業ごとの説明としておりますので、本資料につきましても同じように表示をしたところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、ページは省略して説明をいたします。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は新規事業、アンダーラインを付してあるのは細節の新規事業であ

ります。なお、括弧内の数字は、前年度予算額であります。それでは、二重丸の新規事業、アンダーラインの細節の新規事業を中心に説明してまいりたいと存じます。

1 款議会費は9, 505万2, 000円で、昨年と比較して48万4, 000円の増となります。

1 目議会費の一つ丸、議会の運営に要する経費で備品購入費29万4, 000円は、特別委員会等の進行及び記録調製用に使用するマイク及びケーブルの更新に係る経費であります。

2 款総務費は2億9, 137万円で、昨年と比較して5, 121万9, 000円の増となりますが、砂川市土地開発公社経営健全化対策としての先行取得用地等買い戻し経費5, 948万4, 000円の増、衆議院議員選挙経費1, 332万6, 000円の増が主な要因であります。

新規事業や増減の主なものを申し上げますが、2 目文書広報費の一つ丸、広報業務に要する経費で備品購入費9万5, 000円は、広報取材用デジタルカメラの更新で、現在デジタルカメラとフィルム式カメラ2台で対応していますが、フィルム式カメラは購入より相当な年数が経過していることやデジタルカメラへの移行が進むことによりフィルム購入代や現像代などの経費の抑制が図られることから、1台を更新するものであります。同じく、一つ丸、ホームページに要する経費でホームページシステム導入委託料114万5, 000円、器具借り上げ料3万9, 000円は、今回イントラネットのサーバーが導入から長期間経過していることから更新するのに伴い、ホームページ用のサーバーを外部サーバーとし、管理経費の節減を図った上で、ホームページによる情報発信が住民にとって利用しやすいものとなるよう職員による更新、作成の容易性を高め、それぞれの端末から情報発信が可能となるようシステム環境の充実を図るための経費であります。

5 目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で不動産鑑定委託料29万1, 000円は、旧北光浄水場跡地について北光公園を背景とした多目的オープンスペースとして利用する考えから北海道財務局と適正な価格で購入協議を行うことから、その際の根拠とする不動産鑑定経費であります。同じく、用地買収費5, 948万4, 000円は、予算書の444ページの次に添付しております附属説明資料ナンバー1—1、次のページの1—2に記載のとおり、すずらん団地未造成部分の用地であります西5条北14丁目29番2、3, 645平方メートルと北光地区の道道拡幅用地の団地であります東1条北10丁目512番1、291. 96平方メートルの2カ所について砂川市土地開発公社経営健全化対策の一環として買い戻すものであります。同じく、一つ丸、共用車の管理に要する経費で車両購入費200万円は、市有車両耐用年数基準に基づき車両2台を更新する経費であります。

6 目企画費の一つ丸、移住定住促進に要する経費で費用弁償18万2, 000円、印刷製本費13万3, 000円、建物借り上げ料21万円は、今年度新たに他の団体において

利用実績が多い長期滞在型の宿泊体験であるちょっと暮らし事業に取り組むほか、引き続き移住フェアへの参加や移住定住ガイド作成を行い、効果的な事業展開を行うための経費であります。同じく、二重丸、第6期総合計画策定に要する経費276万2,000円は、まちづくりの指針となります現在の第5期総合計画が平成22年度で終了することから、次期総合計画策定に向け、市民の参画のもと幅広い意見を聞き、計画作成するため審議会の設置、アンケート、ワークショップ実施などに要する経費であります。

10目市民生活推進費の一つ丸、消費対策に要する経費で備品購入費22万3,000円は、国の平成20年度追加補正である地方消費者行政活性化事業により、消費生活相談窓口の機能強化充実を図るためにパソコン、プリンターを購入し、相談事業を強化する経費であります。また、交付金につきましては、都道府県で基金造成され、市町村の作成した計画に基づき実施される事業に全額交付されるものであります。同じく、一つ丸、市民生活向上推進に要する経費で啓発看板作成委託料2万7,000円、原材料費11万3,000円は、法務省の委託事業であります人権啓発活動地方委託事業を今年度受託することとなり、市内の小学校2校で花の苗を配布し、生命のとうとさを啓発する経費であります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費でネットワーク機器購入費1,028万円は、平成14年に整備しました地域イントラネットのサーバーが導入から長期間経過しており、今後の保守契約の継続が困難な状況となっていることから、故障時の重大な影響などを考慮し、サーバー数を集約し、管理経費を節減した上で安定稼働を確保するため機器を更新する経費であります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で国民投票サブシステム構築委託料199万5,000円は、平成19年に公布された日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票法により投票の手続に関する規定が明示されたことから、投票人名簿の調製を市町村で担うこととなったこと、また施行が平成22年5月18日であることから新たに国民投票サブシステムを構築する経費で、かかる経費につきましては全額国費負担となるものであります。

14目ヘリポート費の一つ丸、ヘリポートの維持管理に要する経費で立入禁止さく改修工事費63万円は、平成20年度の国土交通省実施による施設の定期検査の際、保安体制の一部に改善措置が必要との指示を受けたことから実施する立入禁止さくの改修工事に係る経費であります。

1目徴税费の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費で地方税電子化協議会負担金13万1,000円は、納税者の利便性向上を目的とし、平成21年10月からの住民税、年金特別徴収制度の実施を進めるため、各市町村と年金保険者間のデータ経由機関である社団法人地方税電子化協議会に対して負担する事務運営費、システム運用関係費、L G W A N 文書交換システム利用に係る経費であります。

2目衆議院議員選挙費1,332万6,000円は、現在の任期が平成21年9月10日までであるため、次の選挙執行に必要な経費であります。農業委員会委員選挙費167万4,000円は皆減であります。

3款民生費は15億3,330万9,000円で、昨年と比較して1億2,146万5,000円の増となりますが、生活保護費の医療扶助の増のほか自立支援給付費の増などが主な要因であります。

4目精神障害者福祉費の一つ丸、精神障害者地域生活支援に要する経費で福祉ホーム運営費負担金21万6,000円は、砂川から市外にある福祉ホームに入居したためその運営に係る1名分の費用負担経費であります。

5目老人福祉費の一つ丸、在宅老人対策に要する経費で緊急通報装置設置委託料14万2,000円、緊急通報装置購入費55万2,000円は、保守耐用期間が経過している機器の更新を計画的に10台行い、在宅高齢者の緊急時の安全性を確保する経費であります。

7目ふれあいセンター費のふれあいセンターの管理に要する経費で備品購入費21万7,000円は、施設が長期間経過したことなどから実習室、栄養指導室の破損した網戸や消火器の更新を行う経費であります。

次に、32ページ、1目児童福祉費の二重丸、次世代育成支援地域行動計画策定に要する経費162万9,000円は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度に次世代を担う子供を育成する環境整備を行うため平成17年度から21年度までの前期5カ年の計画を策定しましたが、今回平成22年度以降の後期5カ年間の行動計画を作成するため次世代育成支援地域協議会設置、ニーズ把握調査委託実施、計画書印刷などの経費であります。

1目生活保護総務費の一つ丸、生活保護事務に要する経費で診療報酬明細書点検委託料39万9,000円は、現在生活保護のレセプト点検は内部点検員が国保のレセプトとともに審査を行っているところですが、最近の医療の高度化などから審査に時間を要することもあり、幅広い情報の蓄積やより綿密な点検を行うため外部委託を行う経費であります。

4款衛生費は5億1,811万3,000円で、昨年と比較して337万1,000円の減となります。

3目母子保健費の一つ丸、妊婦健診に要する経費で健診委託料1,056万2,000円は、国の20年度追加補正で少子化対策の一環として安心、安全な出産を確保するため、費用を心配せず必要な妊婦健診が受けられるよう財源措置を行うところでありますので、砂川市においても妊婦健診の公費負担について現在の3回から14回への拡充を図る経費であります。

4目環境衛生費の一つ丸、砂川地区保健衛生組合負担金でごみ処理施設管理費分908万7,000円の減は、くるくるの管理等委託料が点検補助費の減などから砂川市負担分

で減額となったことが主なものであります。

5目専用水道施設費の一つ丸、専用水道施設の管理に要する経費で使用料算定等事務委託負担金3万6,000円は、専用水道の使用料算定及び賦課徴収業務については現在中空知広域水道企業団に業務を行ってもらっているところですが、前年度まではその使用件数が少数であったことなどもあり、口座振替手数料及び検針委託料のみの委託経費を支払っていたところですが、今回他の下水道使用料同様に賦課徴収に係る事務経費全般についての負担をするものであります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で不法投棄清掃収集業務員報酬30万2,000円は、不法投棄清掃収集業務につきましては現在職員を中心とし、嘱託職員、委託業者で行っておりますが、特に4月の融雪期、10月の廃棄物適正処理推進月間には不法投棄物の回収や巡回パトロール実施回数の増、看板の設置、撤去作業などが重なり、業務が繁忙となることから、この2カ月間について委託業務を廃止した中で嘱託職員での対応を拡充し、迅速な対応、不法投棄対策の強化を図る経費であります。

5款労働費は1,215万2,000円で、昨年と比較して121万1,000円の増となります。

1目労働諸費の一つ丸、シルバー人材センターに要する経費でシルバー人材センター運営費補助金600万円は、シルバー人材センターは昭和60年より地域の高年齢者が就業を通じて社会参加と生きがいのある生活が送れるよう設立したところですが、当時は国庫補助金の該当要件についての規模や会員数の問題もあり、滝川市との広域体系で運営を行ってきました。今回補助の要件が緩和されたことや砂川の独自性を発揮するため、発展的に広域での運営を解消し、単独での運営を行うための看板の書きかえや新たな法人設立に係る費用を含む経費であります。

6款農林費は8,345万5,000円で、昨年と比較して5,165万8,000円の増となりますが、国営土地改良事業が平成20年度で終了したことに伴う地元負担金を一括返済することによる経費4,923万8,000円の増が主な要因であります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で国営土地改良事業負担金4,923万8,000円は、昭和54年度から行っておりました空知中央地区の国営かんがい排水事業が平成20年度で終了したことに伴う地元負担金であり、本来は平成21年度以降利息も含め37年度までで償還するものですが、関係市町村の総意のもと財源的にメリットのある過疎債の借入れも可能であることから、一括返済を行う経費であります。

1目林業振興費の二重丸、美しい森林づくり基盤整備事業に要する経費231万1,000円は、国がCO₂削減を進める考えから昨年5月に森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を制定し、整備のおくれた森林機能の回復、向上を図ることから、砂川市でも昨年12月に平成21年度から24年度までの砂川市特定間伐等促進計画を策定し、間

伐のおくれの解消を主とした事業を実施することにより森林機能の回復を図るものであります。本事業は、国から2分の1の支援があることから、今年度は民間企業が実施する宮城の沢地区の21.8ヘクタールを除間伐する事業について国からの2分の1を支援する経費であります。

7款商工費は1億2,510万5,000円で、昨年と比較すると2,527万3,000円の増であります。

1目商工振興費の二重丸、企業振興促進補助金2,709万円は、昨年12月に工業団地内で民間企業が建設した施設等に対して砂川市企業振興促進条例に基づき用地取得分及び施設建設分に対しての助成を行う経費であります。同じく、二重丸、中心市街地活性化協議会補助金67万5,000円は、中心市街地活性化基本計画に登載しているソフト事業の円滑な事業実施を図るため、既存事業をまとめた中で新たな事業も含め現在計画の進捗管理、事業実施等について協議、検証を行っている砂川市中心市街地活性化協議会に対して一括して事業実施を行うために補助する経費であります。今年度は、中心市街地回遊事業、匠のものづくり学校事業、観光客誘致事業、コミュニティスペース事業、すながわスイートロード事業のソフト事業に対し補助するものであります。

次に、33ページ、8款土木費は9億8,663万5000円で、昨年と比較して1,796万1,000円の減となります。

2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁修繕工事費90万円は、駄馬の沢川泥ため柵土砂除去工事であります。同じく、一つ丸、除雪機械整備に要する経費2,952万9,000円は皆減であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費2億2,337万1,000円は、記載のとおり道路改良舗装工事等16路線のほか、測量委託11路線であります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で火災警報器設置業務委託料290万円は、消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が義務づけされたことから、平成19年度から3カ年で計画的に市営住宅に設置するもので、本年度で終了予定であります。本年度は、市営、改良合わせて272戸743基で、3年間では1,270戸3,591基を設置することになります。同じく、備品購入費8万3,000円は、自主的に団地内公園、緑地帯の草刈りを行う町内会等に対して刈り払い機等を貸与し、謝礼金を支払うもので、刈り払い機購入経費を予算計上するものであります。実施団体は、今年度新たに2団体予定し、全部で4団体での事業実施と考えております。同じく、一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で火災警報器設置業務委託料92万円は、市営住宅管理に要する経費と同じであります。同じく、宮川中央団地高齢改善工事費670万円は、西3条1号棟から3号棟までの1階の住戸と共用部に手すりの設置及び段差解消などの工事を行うものであります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費2,100万円は、

地元企業による住宅建設奨励条例にかわる新たな住宅政策として平成18年から20年までの3カ年の措置でありましたが、定住促進とまちなか居住への誘導、良質な住宅ストックの形成を図るため、引き続き21年度から23年度までの3カ年間期間延長とし、まちなか居住区域を現行の83ヘクタールから中心市街地活性化基本計画の区域である202ヘクタールと拡大するもので、今年度は高齢者等安心住まいる住宅改修補助金85万円、永く住まいる住宅改修補助金433万3,000円、まちなか住まいる等住宅促進補助金1,581万7,000円の3つの助成を実施するものであります。また、事業費の45%は地域住宅交付金として財源措置がされております。同じく、二重丸、優良建築物等整備事業補助金6,400万円は、市街地の環境整備及び良好な市街地住宅の供給等の促進を図るため、国の補助事業であります優良建築物等整備事業制度要綱に基づく優良建築物整備事業を活用し、施行する民間事業者へ支援を行うもので、本年1月に砂川市優良建築物等整備事業補助要綱を策定したところであります。本年度は、砂川バスターミナル周辺地区で民間施行者が既存のバスターミナル、隣接の駐車場を解体し、7階建ての複合施設建設整備を行う予定であることから、事業実施により中心市街地の活性化、経済効果、雇用の創出等が期待されるところでありますので、この事業に対する支援の経費を計上するものであります。支援した経費の半分、3,200万円は国から補助金が交付されるものであります。

3目市営住宅建設費で二重丸、南吉野団地建設事業費2億1,363万円は、砂川市公営住宅ストック総合活用計画に基づく南吉野団地の現地建てかえに伴う平成20年度、21年度の継続事業分1棟14戸及び平成21年度、22年度の継続事業分1棟12戸の平成21年度実施分と16戸の老朽住宅除去、設計委託、移転に伴う補償費などであります。同じく、二重丸、石山団地建設事業費8,188万3,000円は、同じく砂川市公営住宅ストック総合活用計画に基づく石山団地の現地建てかえに伴う平成21年度、22年度の継続事業分1棟10戸の21年度実施分の建設と36戸の老朽住宅除去、移転に伴う補償費などの経費であります。

9款消防費は3億8,059万4,000円で、昨年と比較すると623万6,000円の増となります。

1目消防費の一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金で消防ポンプ自動車整備分は、昨年も予算計上し、北海道での補助枠が少なかったことなどから補助金がつかなかったところですが、現行の消防自動車は21年が経過し、ポンプ機能の低下や損傷が著しく、故障時の部品の調達が困難であることから、今年度は補助金と遜色のない施設整備事業債、過疎債を利用しながら更新するものであります。同じく、高度救急処置シミュレーター購入分は、救急救命士の行う救急処置については気管挿管に加え薬剤投与も可能となったことから、救急救命士の技術向上と同乗する一般救急隊員の高度化に対応するため高度救急処置シミュレーター人形を購入し、現場処置から搬送までの一連の総合訓練を行うものであり

ます。

10款教育費は3億8,308万3,000円で、昨年と比較すると2,281万円の減となります。主な要因としましては、総合体育館の屋上防水改修事業2,000万円の減によるものであります。

2目事務局費の一つ丸、教育関係団体に要する経費で第五地区教科用図書採択協議会負担金1万6,000円は、平成22年度から使用する中学校社会科の教科書について岩見沢市、夕張市を除く空知管内市町で構成している採択協議会でどの教科書を採択するか調査研究するための費用の砂川市負担分経費であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で校舎内床ワックス塗布委託料71万9,000円は、床の延命化や児童生徒のけが防止を図るため平成20年度から各学校を計画的に実施するものですが、今年度は砂川小学校を予定しております。同じく、備品購入費189万2,000円は、各小学校への経常的な備品購入費のほか老朽により故障が頻繁な印刷機の購入及び有害虫の侵入防止や夏季の高温対策に必要な網戸の購入経費であります。

2目小学校教育振興費の一つ丸、特別支援教育に要する経費で特別支援教育支援員報酬305万9,000円、費用弁償1万円は、近年発達障害などのある児童生徒の受け入れが増加する中、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難な状況となっていることから、国では適切な支援を受けることができるように進めてきているところであります。砂川市でも今年度から特別支援教育支援員を2名配置し、発達障害などのある児童生徒に対して学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うことから、支援員の報酬と校外行事の付き添いに係る経費を計上するものであります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で砂川中学校音楽堂屋根修繕工事費49万6,000円は、雨漏り防止のため塔屋部分を中心にコーキングを施す経費であります。同じく、備品購入費180万3,000円は、各中学校への経常的な備品購入費のほか小学校同様印刷機及び網戸を購入する経費であります。

次に、34ページ、1目社会教育費の二重丸、文化財保護に要する経費7万2,000円は、昨年4月に施行した砂川市文化財保護条例に基づき文化財の指定、保存及び活用についての調査、審議をしてもらうための審議会開催に係る委員報酬と費用弁償であります。同じく、一つ丸、青少年健全育成事業に要する経費で子どもセンター協議会補助金30万1,000円は、砂川子どもセンター協議会が毎年農業体験や自然体験を実施し、たくましく生きる力を育てる目的で独自に財源を確保しながら事業実施を行ってきましたが、今年度は財団法人自治総合センターのコミュニティー助成の対象事業として認められることから、助成金が一たん市へ交付されることとなり、同額を協議会へ補助する予算を計上するものであります。同じく、二重丸、学校支援地域本部事業に要する経費37万2,000円は、子供を取り巻く環境も大きく変化してきている現状において家庭や地域の教育力

低下が指摘されている中、学校における役割が過度に求められている現状を踏まえ、地域全体で学校教育を支援する体制づくりが必要であることから、学校と地域との連携体制の構築を図るための実行委員会開催等の事務経費を計上するものであります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で備品購入費182万4,000円は、昭和56年開館以来使用している防災用の救助袋が経年劣化している現状であるので、3階、4階の外にある救助袋各1カ所を取りかえるものです。また、有害虫の侵入防止や夏季の高温対策として網戸の購入経費であります。

3目図書館費の一つ丸、図書館の運営管理に要する経費で蔵書検索サービス委託料14万2,000円、器具借上げ料2万1,000円は、老朽化により既存の蔵書管理システムを更新することに伴い、インターネットによる蔵書検索が可能なシステム構成となることから、図書館利用者の利便性の向上を図るため実施する委託料及び蔵書点検用端末の借上げ経費を計上するものであります。

1目市民スポーツ推進費の二重丸、スポーツ振興事業運営費補助金959万9,000円は、財団法人生涯学習振興協会が本来の目的に沿った事業実施が困難な状況から平成20年度末をもって解散することとなり、社会体育の振興や運営管理を新たにNPO法人ゆうにゆだねることから、スポーツ振興事業や組織の運営費に補助を行う経費であります。

2目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費で屋上防水改修工事費2,000万円は、前年度事業で皆減であります。

11款公債費は22億9,022万円で、昨年と比較して2億5,928万9,000円の減となりますが、1目元金の一つ丸、地方債償還元金で補償金免除借りかえ分の今年度償還額が1億9,520万円となり、前年度と比較すると2億4,940万円の減であります。これは、従来公的資金の繰上償還については補償金が必要とされておりましたが、平成19年度から21年度までの3カ年の時限措置で実質公債費比率が18%以上で、行政改革により補償金を上回る改善策を盛り込んだ財政健全化計画を作成した団体について利率5%以上の公的資金の繰上償還が認められ、その際の補償金が免除されることとなり、現在の利率の安い民間資金に借りかえることにより利息の軽減を図られるものであります。

2目利子の一つ丸、地方債償還利子は3億2,454万3,000円で、昨年度と比較すると6,117万7,000円の減となりますが、これは先ほどの高利率の起債の借りかえの実施や計画的な起債借入額抑制、繰上償還の実施によるものであります。以上が昨年度と比較しての主な要因であります。

12款諸支出金は22億7,640万5,000円で、昨年と比較して2,174万2,000円の減となります。増減については記載のとおりであります。3目病院会計繰出金6億2,005万3,000円は、看護学校分の交付税単価が減額となったことなどから、その分の繰り出し額が減ったものであります。

4目老人医療会計繰出金22万円は、平成20年度より後期高齢者医療制度に移行した

ため、今年度は過誤請求等に係る経費に対する繰出金のみであります。

5目介護保険会計繰出金2億318万9,000円は、施設介護サービスや居宅介護サービスなどの給付費がふえていることからの繰出金増であります。

6目後期高齢者医療会計繰出金2億7,220万5,000円は、医療給付費が伸びたことによる繰出金増であります。

13款職員費は14億950万7,000円で、昨年と比較すると762万7,000円の増となりますが、これは給料、手当等については引き続き独自削減を行うところですが、共済費のうち退職手当組合納付金について3年ごとの精算納付負担額を軽減し、毎年の負担を平準化することから、普通事前納付額の毎月の負担をそれぞれ1000分の20引き上げることによる増であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し述べ、歳出について申し上げますが、戻っていただき、27ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいりたいと存じます。

1款市税は21億1,891万7,000円で、昨年と比較して8,582万2,000円の減となります。世界的な経済金融危機による景気後退の影響から法人市民税が特に大企業の減収の影響が大きいことから3,339万8,000円の減となり、また固定資産税が3年ごとの評価替えの年に当たり、評価額が減少することなどから2,714万5,000円の減となったことが主な要因であります。

6款地方消費税交付金1億9,637万4,000円は、昨年と比較して2,607万9,000円の減となりますが、最近の景気の後退から消費の冷え込みも予想されることなどから、交付額を減額見込みとしたところであります。

28ページ、10款地方交付税は41億1,000万円で、昨年と比較して2,000万円の増となりますが、これは国の地方財政計画で国税収入が大幅に減る中、財源不足を確保するため別枠で生活防衛のための緊急対策を踏まえ、1兆円を増額したことなどから総額が確保されたことや市税収入が落ち込んでいることからの基準財政収入額の減から普通交付税の交付額を2,000円増と見込んだところであります。

29ページ、14款国庫支出金9億4,112万6,000円は、昨年と比較して9,887万3,000円の増となりますが、主なものとしましては1目民生費国庫負担金1億798万9,000円の増は、生活保護費の医療扶助対象者の増及び単価の増による8,662万円増であります。同じく、1目土木費国庫補助金1,079万6,000円の減は、道路特定目的財源の一般財源化に伴い、従前の緊急地方道路整備事業が廃止されましたが、それを拡充した地域活力基盤創造交付金事業の北6号線改良舗装の事業量が減となったことから減額となったものであり、また中心市街地の環境整備に向けた事業として実施する優良建築物等整備事業費3,200万円の増が主なものであります。

16款財産収入4,752万5,000円は、昨年と比較して3,210万7,000

円の増となりますが、3目出捐償還金2,955万9,000円の皆増は、平成10年に設立しました財団法人生涯学習振興協会が解散することから、精算諸経費等を除いた分が戻ってくるのが主な要因であります。

30ページ、18款繰入金2,605万9,000円は、昨年と比較して874万9,000円の減となりますが、今年度におきましても地方交付税、臨時財政対策債の増や公債費の減などから財政調整基金は昨年度と比べますと147万5,000円繰り入れがふえましたが、216万7,000円の最小限の繰り入れで済んだところであります。

21款市債9億4,270万円は、昨年と比較すると8,110万円の減となりますが、2目過疎対策事業債が国営土地改良事業の一括返済などにより6,230万円の増、3目臨時財政対策債が地方の財政対策として確保され、前年度より55.3%、1億1,680万円増のほか、4目借換債が2億4,940万円の減となったことが主な要因であります。

以上が歳入であります。予算書の194ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付してございますので、ご高覧の上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

訂正をお願いいたします。28ページの普通交付税の交付額2,000万円の増を2,000円の増と間違えましたので、ご訂正をお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 議案第9号から14号までの提案説明は午後1時から行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。

午前中に引き続いて理事者の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第9号、11号、12号、13号の4議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 平成21年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

209ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億3,886万2,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をすることができるものと定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。244ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比19万9,000円の増は、主に国保事業共同電算化に要する経費の電算事務等委託料の増であります。

246ページをお開き願います。2目運営協議会費は、前年度と同額であります。

2項1目賦課徴収費で対前年比5万円の減は、主に賦課徴収事務に要する経費の需用費の減であります。

3項1目特別対策事業費で対前年比97万5,000円の増は、主に医療費適正化対策に要する経費で、賃金及び電算業務委託料の増のほか生活習慣病予防検診分析システムとしての備品購入費の増によるものであります。

250ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比5,700万円の増となりますが、制度改革により平成20年度に退職被保険者該当年齢が74歳までから64歳までに改正されたことに伴い、退職被保険者から一般被保険者に移行となった療養給付費について平成20年度予算は11カ月分であり、平成21年度においては12カ月分で積算しており、さらに2%の医療費増を見込んだことによるものであります。

2目退職被保険者等療養給付費で対前年比1億1,000万円の減は、平成21年度においては新制度による12カ月分の積算を行い、さらに2%の医療費増を見込んでおりますが、平成20年度が65歳から74歳までの退職被保険者の療養給付費1カ月分を計上していたことによるものであります。

3目一般被保険者療養費は前年度と同額であり、4目退職被保険者等療養費で40万円の減、5目審査手数料で14万6,000円の増をそれぞれ見込んでおります。

2項1目一般被保険者高額療養費で対前年比3,900万円の増、252ページの2目退職被保険者等高額療養費で200万円の増は、制度改革及び件数の増加によるものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費で50万円の増、4目退職被保険者等高額介護合算療養費で10万円の減は、実質的な療養費の支給は本年度からであり、それぞれの被保険者数から見込んだものであります。

3項移送費については、前年度と同額であります。

4項1目出産育児一時金で220万円の増は、件数で5件の増を見込んだものであります。

5項1目葬祭費については、前年度と同額であります。

254ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で対前年比2,539万5,000円の増は、前年度は11カ月分の支援金でありましたが、平成21年度は12カ月分の支援金となり、加えて後期高齢者の医療費の増加による増であります。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金については、1, 000円の減であります。

256ページをお開き願います。4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金で対前年比23万6, 000円の増は、前年度は11カ月分の納付金でありましたが、平成21年度は12カ月分の納付金となることによる増であります。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金については、1, 000円の減であります。

258ページをお開き願います。5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金で対前年比4, 748万5, 000円の減、2目老人保健事務費拠出金で60万2, 000円の減は、本年度の拠出金はありませんが、前々年度精算分のみ拠出となるものであります。

260ページをお開き願います。6款介護納付金、1項1目介護納付金で対前年比1, 295万8, 000円の減は、2号被保険者の減少等によるものであります。

262ページをお開き願います。7款共同事業拠出金で対前年比1, 800万円の増は、制度改正により前年度が新制度対象期間が8カ月、旧制度対象期間が4カ月の計上でありましたが、平成21年度は新制度対象期間12カ月となり、1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金で800万円の増、3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で1, 000万円の増を見込んだものであります。

264ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で65万5, 000円の増は、主に栄養士報酬及び共済費の計上によるものであります。

2項1目疾病予防費で対前年比110万8, 000円の減は、主にかん検診負担金の減とその他の経費で医療費通知対象世帯の減少による通信運搬費の減であります。

268ページをお開き願います。9款基金積立金、270ページの10款公債費、272ページの11款諸支出金については、特に申し上げることはございません。

274ページをお開き願います。12款前年度繰り上げ充用金、1項1目前年度繰り上げ充用金で対前年比1, 591万4, 000円の増は、平成20年度の収支不足を3, 623万円と見込んだことによるものであります。

276ページの13款予備費については、特に申し上げることはございません。

以上が歳出であります。歳入につきましては215ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は3億6, 992万9, 000円で、これは主に国民健康保険被保険者の所得が総体的に減少傾向にあることから、対前年比5, 292万7, 000円の減と見込んだものであります。

2款国庫支出金は5億9, 109万2, 000円で、対前年比2, 325万5, 000円の増は主に財政調整交付金の増を見込んだものであります。

3款療養給付費等交付金は1億2, 600万1, 000円で、対前年比1億249万7, 000円の減は制度改正により退職被保険者が大幅に減少しており、前年度においては新制度で11カ月分、旧制度で1カ月分の積算でありましたが、平成21年度においては新

制度で12カ月分の積算基礎となりますので、大幅な減となっております。

4款前期高齢者交付金は7億7,200万円で、対前年比4,600万円の増は制度改正による精算対象が前年度より1カ月分多い12カ月分で精算していることによるものであります。

5款道支出金は8,779万1,000円で、対前年比258万4,000円の増は主に高額医療費共同事業負担金で、前年度は制度改正による新制度対象期間が8カ月、旧制度対象期間が4カ月でありましたが、平成21年度は12カ月が新制度対象期間となることによる増であります。

6款財産収入については、特に申し上げることはございません。

7款共同事業交付金は3億6,400万円で、対前年比4,000万円の増は、5款道支出金の高額医療費共同事業負担金でご説明いたしましたとおり、保険財政共同安定化事業交付金につきましても平成21年度は12カ月分が新制度対象期間となることによる増であります。

8款繰入金金は1億6,867万6,000円で、対前年比733万9,000円の減は負担ルール分で一般会計繰入金金が減となるもので、主に保険基盤安定分及び財政安定化支援事業分の減によるものであります。

9款繰越金については、特に申し上げることはございません。

10款諸収入は5,937万円で、対前年比4,033万9,000円の増は、主に平成21年度の財源として見込むことのできない雑入の増によるものであります。なお、平成22年度予算からの繰り上げ充用金での補てん額は5,586万5,000円を見込んでいるところであります。

以上が歳入であります。予算書の278ページ以降には給与費明細に係る調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第11号 平成21年度砂川市老人医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

329ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ170万6,000円と定めるものであります。

初めに、昨年4月から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行したことにより、老人医療事業特別会計の平成21年度予算は平成20年3月診療分以前の精算請求分及び過誤調整分等の予算となります。このことから平成21年度歳入歳出予算の総額は、前年度予算と比較して2億3,781万円の大幅な減となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。348ページをお開き願います。1款総務費で前年度比56万7,000円の減は、電算業務等委託料及びその他の経費の減によるものであります。

350ページの2款医療諸費で前年度比2億3,724万3,000円の減は、前年度以前分の精算請求分及び過誤調整分等のみの計上による減であります。

352ページの3款公債費、354ページの4款諸支出金については、特に申し上げることはございません。

以上が歳出であります。歳入につきましては333ページ、総括でご説明させていただきます。1款支払基金交付金は82万円4,000円で前年度比1億2,143万2,000円の減、2款国庫支出金は52万6,000円で前年度比7,719万6,000円の減、3款道支出金は13万1,000円で前年度比1,929万9,000円の減、4款繰入金は22万円4,000円で前年度比1,988万3,000円の減は、いずれも保険者負担額の減等によるものであります。

5款繰越金1,000円及び6款諸収入4,000円は、前年度予算額と同額であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第12号 平成21年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の357ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,910万2,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの諸経費の各項の間の流用をすることができるものと定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。384ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比46万8,000円の増は、主に一般管理事務に要する経費のうち、その他の経費として介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料軽減措置の周知に要する印刷製本費の増によるものであります。

2項1目賦課徴収費で1万8,000円の増は、納入通知書印刷に係る印刷製本費の増によるものであります。

386ページ、3項介護認定審査会費で20万1,000円の減は、主に2目認定調査費で主治医意見書手数料及び調査委託料の減によるものであります。

388ページをお開き願います。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費で対前年度比1億7,406万3,000円の増は、主に1目居宅介護サービス給付費で5,822万5,000円の増、2目地域密着型介護サービス給付費で3,242万8,000円の増、3目施設介護サービス給付費で8,116万8,000円の増、390ページ、6目居宅介護サービス計画給付費で210万7,000円の増によるものであります。

2項介護予防サービス等諸費で対前年度比259万4,000円の減は、主に1目介護予防サービス給付費の減によるものであります。

392ページ、3項高額介護サービス等費で対前年比444万2,000円の増は、主に1目高額介護サービス費の増によるものであります。

394ページ、4款高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と介護保険の自己負担の合算額が高額になる場合に被保険者の負担軽減を図る高額医療高額介護合算制度に伴い56万5,000円を計上するものであります。

396ページ、5項特定入所者介護サービス等費で対前年比480万円の増は、1目特定入所者介護サービス費の増によるものであります。

398ページをお開き願います。3款基金積立金で1,470万8,000円の増は、平成21年度の剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

400ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項介護予防事業費で60万6,000円の増は、1目介護予防特定高齢者施策事業費で33万1,000円の増、2目介護予防一般高齢者施策事業費で27万5,000円の増によるものであります。

402ページ、2項包括的支援事業・任意事業費で419万6,000円の増は、1目包括的支援事業費で包括的支援事業費に要する経費として地域包括センター業務委託料の増と2目任意事業費で任意事業費に要する経費のうち主に405ページの高齢者在宅ホームヘルパー派遣事業委託料の増によるものであります。

406ページをお開き願います。5款公債費で133万4,000円の増は、2項財政安定化基金償還金で平成20年度に借り入れる北海道介護保険財政安定化基金への平成21年度分の償還によるものであります。

408ページをお開き願います。6款諸支出金1万5,000円の減は、1項1目で過年度過誤納還付金の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては363ページ、総括でご説明申し上げます。1款保険料で対前年比6,986万2,000円の増は、第1号被保険者保険料の改正及び被保険者の増によるものであります。

2款分担金及び負担金で104万3,000円の減は、地域支援事業の自己負担収入の減によるものであります。

3款国庫支出金で4,157万8,000円の増は、介護給付費負担金、調整交付金、包括的支援任意事業費交付金の増が主なものであります。

4款支払基金交付金で4,174万6,000円の増、5款道支出金で2,969万円の増は、いずれも介護給付費、地域支援事業費の増に伴う負担ルール分の増によるものであります。

6款財産収入で19万1,000円の減は、介護給付費準備基金運用利子の減によるものであります。

7 款繰入金で1, 965万5, 000円の増は、基金繰入金では減となるものの主に介護給付費繰入金の一般会計繰入金の増によるものであります。

8 款繰越金、9 款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

以上が歳入であります。予算書の412ページ、413ページには給与費明細書、414ページ、415ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第13号 平成21年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

417ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7, 113万5, 000円と定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。434ページをお開き願います。1 款総務費、1 項1 目一般管理費で前年度比43万8, 000円の増は、主に被保険者等封入封緘委託料の増及びその他の経費の通信運搬費の増であります。

2 項1 目徴収費で前年度比9万4, 000円の減は、8. 5割軽減該当者に対する周知に係る事業費及び役務費で増となるものの、前年度に計上した保守点検委託料の減によるものであります。

436ページをお開き願います。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金で2, 487万2, 000円の増は、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたことにより、前年度の対象期間が11カ月でありましたが、平成21年度は新制度対象期間が12カ月となることによるものであり、特に療養給付費分負担金の増であります。

438ページをお開き願います。3 款保健事業費、1 項1 目健康保持増進事業費で1万2, 000円の増となりますが、後期高齢者健康診査委託料の増によるものであります。

440ページをお開き願います。4 款諸支出金20万3, 000円は、過年度過誤納還付金の計上によるものであります。

442ページの5 款予備費については、特に申し上げることはございません。

以上が歳出であります。歳入につきましては421ページ、総括でご説明させていただきます。1 款後期高齢者医療保険料は1億9, 726万9, 000円で、前年度比632万6, 000円の減となりますが、保険料軽減額の増加が主な要因であります。

2 款後期高齢者医療広域連合支出金8万7, 000円は、8. 5割軽減該当者に対する周知に係る経費分としての高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金であります。

3 款繰入金は2億7, 220万5, 000円で、前年度比3, 117万2, 000円の増となりますが、保険料軽減分に係る保険基盤安定分及び療養給付費分の増が主な要因であります。

5 款諸収入は157万3, 000円で、前年度比49万7, 000円の増となりますが、

主に広域連合から受託する健康診査に係る受託事業収入の増が主な要因であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 議案第10号 平成21年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の287ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,567万円と定めるものであります。

第2条は、地方債であり、290ページ、第2表、地方債に記載のとおり限度額を9億8,050万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れ最高額を3億円と定めるものであります。

予算の主な内容につきましては、308ページの歳出から前年度との比較でご説明いたします。1款下水道費、1項下水道整備費、1目一般管理費で63万1,000円の減は、27節公課費で使用量の減少に伴う消費税納付額の減が主なものであります。

2目維持管理費で359万5,000円の増は、311ページ、19節負担金補助及び交付金で、中空知広域水道企業団への下水道使用料算定等事務委託負担金について水道料金システムが統一され、料金算定及び賦課徴収業務を企業団営業課に集約したことに伴う対象経費の増加による433万1,000円の増と汚水排水量の減少による流域下水道組合負担金96万4,000円の減が主なものであります。

312ページ、4目公共下水道整備事業費962万2,000円の増は、15節工事請負費858万円の増、22節補償補てん及び賠償金で工事に伴う水道管移設補償費として32万円の増及び人件費72万7,000円の増が主なものであります。本年度事業につきまして313ページ説明欄に記載のとおり、補助事業として汚水管工事2本と雨水管工事2本、合計延長218メートル、単独事業として北海道が施行する石山川河川改修に伴う汚水管渠切り回し工事1本、延長38メートルを予定しております。

5目流域下水道整備事業費867万8,000円の増は、北海道が施行する流域下水道の更新事業費がふえたことによる工事負担金の増が主なものであります。

314ページ、2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費10万9,000円の増は、1款下水道費、1項2目維持管理費でご説明いたしました理由により、19節負担金補助及び交付金で中空知広域水道企業団への個別排水処理施設使用料算定等事務委託負担金について7万7,000円の増となったことが主なものであります。

316ページ、3款公債費3億5,825万2,000円の増は、平成21年度の補償金免除繰上償還に伴い、1目元金で3億8,059万2,000円の増と2目利子で2,234万円の減によるものであります。

続きまして、歳入につきましては291ページの総括でご説明いたします。1款分担金

及び負担金703万6,000円の減は、下水道整備区域の減少に伴い現年賦課分の下水道受益者負担金が減となるものが主なものであります。

2款使用料及び手数料1,281万1,000円の減は、下水道使用料現年度分について近年の人口漸減状況や景気低迷などによる節約、節水意識の高まりなどにより汚水排出量の伸びが見られず、平成20年度決算見込みと同額と見込んだことによる減が主なものであります。

3款国庫支出金については、公共下水道整備の補助対象事業費が前年と同額であり、増減はありません。

4款繰入金は、下水道事業特別会計の収支調整のための一般会計からの繰り入れであり、427万6,000円の減は下水道事業及び個別排水処理事業の収支不足調整額の減によるものであります。

6款諸収入294万8,000円の増は、中空知広域水道企業団から砂川市への事務負担金について247万円の減となりますが、石山川河川改修に伴う汚水管渠切り回し工事について北海道からの補償金が540万円皆増となることが主なものであります。

7款市債4億800万円、失礼いたしました、4億80万円の増は、資本費平準化債1,580万円が増になること、流域下水道整備事業費がふえたことによる流域下水道整備事業債930万円が増となること、補償金免除繰上償還を行うことによる借換債が3億7,210万円が増となることが主なものであります。

なお、320ページ以降は関連調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第14号 平成21年度砂川市病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、1ページをごらんください。第2条は、本年度の業務の予定量を（1）、病床数521床、（2）、年間患者数は入院を14万1,730人、外来を25万4,591人とし、（3）、1日平均患者数では入院を388人、外来を1,048人と予定したところであり、（4）、主要な建設改良事業は、1、改築事業及び2、医療機械器具整備事業を実施するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出であります、病院事業収益及び費用をそれぞれ9億9,049万7,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出であります、資本的収入は45億7,927万8,000円、資本的支出は49億7,320万7,000円と定めるものであります。

第5条は、企業債であります、改築事業として39億6,180万円、医療機械器具整備事業として8,880万円、総額40億5,060万円に限度額を定めるものであり

ます。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を（１）、職員給与費で56億122万3,000円、（２）、公債費で250万円と定めるものであります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を16億4,612万1,000円と定めるものであります。

4ページをお開きください。次に、主な内容のご説明を申し上げます。収益的収入であります。1項医業収益は93億133万8,000円で、前年度より8億3,699万9,000円、8.3%の減であります。この主な内容といたしましては、1目入院収益で前年度より9,509万1,000円増の67億356万円で、1人当たりの診療単価は前年度より2,813円増の4,729、失礼しました、4万7,298円を予定したものであります。

2目外来収益は、前年度より9億5,435万5,000円減の24億4,381万9,000円で、1人当たりの診療単価では前年度より3,486円減の9,599円を予定したものであります。

3目その他医業収益は1億5,395万9,000円で、前年度より2,226万5,000円の増を予定したものであります。

次に、2項医業外収益であります。5億6,010万9,000円で、前年度より4万8,000円の減であります。内容としましては、1目受取利息配当金が444万円で工事請負費の前払い金等に伴い預金の種類、預金期間を変更したことにより前年度より274万1,000円の減。

2目補助金が4,613万8,000円で、臨床研修費補助金において補助内容等の変更により前年度より885万5,000円の増。

3目負担金交付金が4億2,458万1,000円で、市からの繰入金であり、前年度より107万7,000円の増。

6ページをお開きください。4目その他医業外収益が8,495万円で、主に研究受託料の減により前年度より723万9,000円の減と予定したものであります。

3項看護専門学校収益は9,875万円で、主に負担金交付金で交付税算定基準額の減により前年度より1,977万6,000円の減を予定したものであります。

4項特別利益は、30万円を予定したものであります。

次に、8ページをお開きください。収益的支出についてであります。1項医業費用は98億162万5,000円で、前年度より8億4,590万9,000円、7.9%の減であります。主な内容としましては、1目給与費が54億6,602万2,000円で、医師、看護師等の増員に伴い前年度より2億2,178万5,000円の増。

2目材料費が26億9,006万円で、外来の全面院外処方による薬品費並びに診療材

料費の減により前年度より10億282万8,000円の減。

10ページをお開きください。3目経費は11億5,738万2,000円で、前年度より5,267万7,000円の減であります。これは、5節消耗品費では文房具、消耗品等の縮減、8節燃料費では重油単価の減、次に13ページにまいりまして、15節委託料では管理業務保守点検業務などの見直しなどによるものであります。

4目減価償却費は4億3,786万2,000円で、前年度より1,025万6,000円の減であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。6目研究研修費は5,029万8,000円で、道内、道外研修に係る旅費などについて出金したもので、前年度より193万3,000円の減を予定したものであります。

2項医業外費用は4,634万7,000円で、主なものは企業債利息の減であり、前年度より873万3,000円の減を予定したものであります。

3項看護専門学校費用は1億675万7,000円で、前年度より245万円の減で、これは16ページにまいりまして2目経費で前年度と比較して3節旅費交通費で教員要請に係る旅費の減、11節修繕費で建物用の改修工事費の減が主なものであります。

18ページをお開きください。4項特別損失は576万8,000円で、2目不納欠損で増となったものであり、前年度より26万9,000円の増を予定したものであります。

20ページをお開きください。次に、資本的収入であります。45億7,927万8,000円で、前年度より28億5,267万9,000円の増であります。内容といたしまして、1項企業債は40億2,400万円で改築事業に係る借り入れ予定額が39億3,520万円、医療機器購入に係る借り入れ予定額が8,880万円により前年度より26億1,600万円の増を予定したものであります。

2項投資償還金、1目長期貸付金償還金は803万3,000円で、看護学生の学資貸与金の償還期間延長により前年度より309万2,000円の減を予定したものであります。

3項補助金、1目国庫補助金は4億2,197万8,000円で、暮らし・にぎわい再生事業補助金が2億8,646万2,000円、住宅建築物耐震改修等事業補助金が1億3,551万6,000円により前年度より2億5,688万1,000円の増を予定したものであります。

4項出資金、1目一般会計出資金は1億2,526万6,000円で、国からの交付税算入に基づいた市からの繰入金で、繰り入れ基準である企業債元金償還金の減により前年度より1,711万円の減を予定したものであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出は49億7,320万7,000円で、前年度より26億5,762万8,000円の増であります。

1項建設改良費、1目改築事業費、1節建設費は43億5,445万8,000円で、

平成20年度でご承認いただきました継続費に関する調書の平成21年度年割り額分であり、2節事務費は6,122万7,000円で改築に係る職員給与費及び経費であり、前年度より28億3,254万1,000円の増を予定したものであります。

2目資産購入費は9,833万3,000円で、生体情報モニターなど22件の医療機器等の整備を図るものであり、前年度より7,611万3,000円の減を予定したものであります。

4目建設利息は779万7,000円で、改築事業に係る企業債借り入れ利息であります。前年度より665万2,000円の増を予定したものであります。

2項企業債償還金、1目元金償還金は4億3,952万4,000円で、前年度より5,560万4,000円の減を予定したものであります。

3項投資、1目長期貸付金は1,186万8,000円で、看護学生への学資貸付金が前年度より2名増になりまして、前年度より55万2,000円の増を予定したものであります。

24ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料であります。ご高覧をいただきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 ここでお諮りします。

3月13日は、議案調査等のため本会議を休会したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月13日は休会することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時42分